

埴町住宅取得支援事業補助金認定申請書

埴 町 長

様

申込者 (〒 \_\_\_\_\_ )

住 所

ふりがな  
氏 名 (印)

電話番号

埴町住宅取得支援事業の認定を受けたいので、埴町住宅取得支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

1. 転入する世帯員 ( \_\_\_\_\_ 人)

続柄	氏名	年齢	現住所 (申込者と異なる場合のみ記入)	職業	備考

2. 住宅の概要 (予定)

住宅取得の区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 住宅の取得 ( _____ 年建築)	所有名義人	
住宅の所在地	〒 _____ 埴町大字		
住宅の概要	造 _____	階建て _____	延べ面積 _____ m <sup>2</sup> /戸

3. 事業計画 (予定)

住宅取得等引渡し予定日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
居住予定日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
登記完了予定日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
補助対象経費	_____ 円 <small>注) 住宅取得経費から対象外経費を除いた金額を記入してください。</small>
補助対象外経費 (該当する項目に記入してください。)	<input type="checkbox"/> 土地取得費 <input type="checkbox"/> 外構工事等 _____ 円
	<input type="checkbox"/> 併用住宅 _____ 円 住宅以外の部分に係る経費
	<input type="checkbox"/> 他補助金等の適用 _____ 円 補助金名 (交付団体) _____ 円 他制度の補助対象経費 _____ 円

※上記の記載内容は現時点での計画内容で記載してください。

4. 補助金額（補助金額算定）該当する項目の□にチェックしてください（予定）

(A)	補助対象経費/2	円 ÷ 2 =		円	
(B)	世帯条件による補助金	基本額 (140万円)	<input type="checkbox"/>	県外からの転入世帯 (世帯員は2名以上必要)	円
		子育て世帯加算 (20万円)	<input type="checkbox"/>	義務教育終了前の子どもがいる	円
		町内就業加算 (20万円)	<input type="checkbox"/>	世帯内の者が町内へ就業 (雇用保険加入の労働契約が必要)	円
		町内建築業者加算 (20万円)	<input type="checkbox"/>	町内の建築業者が新たに 施工した住宅である	円
(C)	補助金額（予定）	円		円	

(1,000円未満切捨)

注) (C)補助金額（予定）は、(A)補助対象経費の1/2と(B)世帯条件による補助金のいずれか低い額。

注) (C)補助金額（予定）は、本様式提出以降、原則増額できません。

5. 確認事項（該当する項目の□にチェックしてください。複数記入可）（予定）

- 戸建て住宅で、延べ面積は「一般型誘導居住面積水準」を満たしている。
- 集合住宅で、延べ面積は「都市型誘導居住面積水準」（75㎡を上回る場合は75㎡）を満たしている。
- 旧耐震基準（昭和56年以前に建設）の木造戸建住宅だが、耐震診断は完了している。
- 旧耐震基準の木造戸建住宅で耐震診断は未了だが、事業完了日までに耐震診断を完了します。

※A～Dの区分ごとに人数を入力してください ↓

補助対象 住宅の延 べ面積 (㎡)	≧	<input type="checkbox"/> 戸建住宅（一般型誘導居住面積水準以上）（㎡）	A	
		$m^2 = 25m^2 \times (A + 0.75 \times B + 0.50 \times C + 0.25 \times D) + 25m^2$ 注) ( ) 内が4人超の場合は上記面積から5%控除	B	
		<input type="checkbox"/> 集合住宅（都市型誘導居住面積水準以上(最大75㎡)）（㎡）	C	
		$m^2 = 20m^2 \times (A + 0.75 \times B + 0.50 \times C + 0.25 \times D) + 15m^2$ 注) ( ) 内が4人超の場合は上記面積から5%控除	D	

A：10歳以上の居住人数、B：6歳以上10歳未満の居住人数、C：3歳以上6歳未満の居住人数、  
D：3歳未満の居住人数 ※交付申請予定日の年齢で算定すること。

6. 申請者による確認

(必ず申請者自ら次の事項を確認の上、下記項目□にチェックしてください。)

- ①本申込書の記載内容に虚偽はありません。
- ②事業が完了した場合は、埴町住宅取得支援事業補助金交付要綱に定める関係書類を整理の上、補助金交付申請書を埴町長宛に提出します。

なお、本申込書の記載内容に虚偽があることが判明した場合、又は取得住宅の所有権保存登記若しくは所有権移転登記が完了した日から起算して3ヶ月以内に補助金交付申請書を提出しない場合には、補助金の申請資格を失うことについて異議を申し立てません。